

〔参照法令〕

○都市計画法 (抄)

第 4 条①～④ (略)

⑤ この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第 11 条第 1 項各号に掲げる施設をいう。

⑥ この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第 11 条第 1 項各号に掲げる施設をいう。

⑦～⑭ (略)

⑮ この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第 59 条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

⑯ (略)

第 11 条① 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

(中略)

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

二～十五 (略)

② 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

③～⑦ (略)

第 14 条① 都市計画は、国土交通省令で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によって表示するものとする。

② 計画図及び計画書における……次に掲げる区域の表示は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が……次に掲げる区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

一～六 (略)

七 都市計画施設の区域

八～十四 (略)

③ (略)

第 18 条① 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

②～④ (略)

第 20 条① 都道府県……は、都市計画を決定したときは、その旨を告示……しなければならない。

② (略)

③ 都市計画は、第 1 項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

第 53 条① 都市計画施設の区域……内において建築物の建築をしようとする者は、国土交

通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 政令で定める軽易な行為

二～五 (略)

②～③ (略)

第 54 条 都道府県知事等は、前条第 1 項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

一～二 (略)

三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部（……）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

第 59 条① 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（……）の認可を受けて施行する。

② 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

③ 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

④ 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

⑤～⑦ (略)

第 60 条① 前条の認可又は承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 事業計画

四 (略)

② 前項第 3 号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 収用又は使用の別を明らかにした事業地（……）

二～三 (略)

③ 第 1 項の申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 事業地を表示する図面

二～五 (略)

④ 第 14 条第 2 項の規定は、第 2 項第 1 号及び前項第 1 号の事業地の表示について準用する。

第 61 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第 59 条の認可又は承認をすることができる。

一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。

二 (略)

第 62 条① 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 59 条の認可又は承認をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示……しなければならない。

② (略)

第 65 条① 第 62 条第 1 項の規定による告示……があった後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

②～③ (略)

第 69 条 都市計画事業については、これを土地収用法第 3 条各号の一に規定する事業に該当するものとみなし、同法の規定を適用する。

第 70 条① 都市計画事業については、土地収用法第 20 条 (……) の規定による事業の認定は行なわず、第 59 条の規定による認可又は承認をもってこれに代えるものとし、第 62 条第 1 項の規定による告示をもって同法第 26 条第 1 項 (……) の規定による事業の認定の告示とみなす。

② (略)

○都市計画法施行規則 (抄)

第 9 条 法第 14 条第 1 項の総括図は、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に定める事項を表示した縮尺 2 万 5000 分の 1 以上の地形図とするものとする。(中略)

一～三 (略)

四 都市施設に関する都市計画 10 ヘクタール以上の一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設又は一団地の復興拠点市街地形成施設にあってはおおむねの区域、その他の都市施設にあってはおおむねの位置

五～七 (略)

② 法第 14 条第 1 項の計画図は、縮尺 2500 分の 1 以上の平面図 (……) とするものとする。

③ 法第 14 条第 1 項の計画書には、法及び令の規定により都市計画に定めるべき事項のほ

か、当該都市計画を定めた理由を附記するものとする。

第 47 条 法第 60 条第 3 項 (……) の規定により同条第 1 項 (……) の申請書に添附すべき書類は、それぞれ次の各号に定めるところにより作成し、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる図書にあっては正本 1 部並びに事業地の存する都道府県及び市町村の数の合計に相当する部数の写し、同項第 3 号から第 5 号までに掲げる図書にあっては正本 1 部を提出するものとする。

一 事業地を表示する図面は、次に定めるところにより作成するものとする。

イ 縮尺 5 万分の 1 以上の地形図によって事業地の位置を示すこと。

ロ 縮尺 2500 分の 1 以上の実測平面図によって事業地を収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色し、事業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件があるときは、これらの物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること。

二～三 (略)

○土地収用法 (抄)

第 1 条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

第 2 条 公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し、又は使用することができる。

第 3 条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。(以下略)

第 16 条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第 3 条各号の一に該当するものに関する事業 (以下「関連事業」という。) のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

第 17 条① 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。

一 国又は都道府県が起業者である事業

二 事業を施行する土地 (以下「起業地」という。) が 2 以上の都道府県の区域にわたる事業

三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業
その他の事業で次に掲げるもの (以下略)

四 前三号に掲げる事業に係る関連事業

② 事業が前項各号の一に掲げるもの以外のものであるときは、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行う。

③ 国土交通大臣又は都道府県知事は、次条の規定による事業認定申請書を受理した日から 3 月以内に、事業の認定に関する処分を行なうように努めなければならない。

第 18 条① 起業者は、第 16 条の規定による事業の認定を受けようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前条第 1 項…の場合においては国土交通大臣に、前条第 2 項の場合においては都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
- 四 事業の認定を申請する理由

② 前項の申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 起業地及び事業計画を表示する図面
- 三 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要性を生じたことを証する書面

四～七 (略)

③ 前項第 4 号から第 6 号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から 3 週間を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添附しなければならない。

④ 第 1 項第 3 号及び第 2 項第 2 号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない。

第 20 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第 3 条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

第 26 条① 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 20 条の規定によって事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類、起業地、事業の認定をした理由及び次条の規定による図面の縦覧場所を国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては都道府県知事が定める方法で告示しなければ

ばならない。

②～③ (略)

④ 事業の認定は、第 1 項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

第 28 条の 3① 第 26 条第 1 項の規定による事業の認定の告示があった後においては、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。

② 都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある場合又は土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められる場合に限り、前項の規定による許可をするものとする。

第 29 条① 起業者が第 26 条第 1 項の規定による事業の認定の告示があった日から 1 年以内に第 39 条第 1 項の規定による収用又は使用の裁決の申請をしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向って、その効力を失う。

② (略)

第 39 条① 起業者は、第 26 条第 1 項の規定による事業の認定の告示があった日から 1 年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

②～③ (略)

第 40 条① 起業者は、前条の規定によって収用委員会の裁決を申請しようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、裁決申請書に次に掲げる書類を添付して、これを収用委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面

二 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

イ 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

ロ 収用し、又は使用しようとする土地の面積 (……)

ハ 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

ニ 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

ホ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

ヘ 権利を取得し、又は消滅させる時期

三 (略)

② (略)

第 47 条 収用又は使用の裁決の申請が左の各号の一に該当するときその他この法律の規定に違反するときは、収用委員会は、裁決をもって申請を却下しなければならない。

一 申請に係る事業が第 26 条第 1 項の規定によって告示された事業と異なるとき。

二 申請に係る事業計画が第 18 条第 2 項第 1 号の規定によって事業認定申請書に添附された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。

第 47 条の 2① 収用委員会は、前条の規定によって申請を却下する場合を除くの外、収用

又は使用の裁決をしなければならない。

② 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

③～④ (略)

第 48 条① 権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間
- 二 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
- 三 権利を取得し、又は消滅させる時期（以下「権利取得の時期」という。）
- 四 その他この法律に規定する事項

②～⑤ (略)

第 49 条① 明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 前条第 1 項第 2 号に掲げるものを除くその他の損失の補償
- 二 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限（以下「明渡しの期限」という。）
- 三 その他この法律に規定する事項

② (略)

○土地収用法施行規則（抄）

第 3 条 法第 18 条第 2 項各号（……）に掲げる添付書類は、それぞれ次に定めるところによって作成し、正本 1 部及び前条の規定による事業認定申請書と同じ部数の写しを提出するものとする。

- 一 法第 18 条第 2 項第 1 号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付するものとする。（中略）
- 二 法第 18 条第 2 項第 2 号の起業地を表示する図面は、次に定めるところによって作成し、符号は、国土地理院発行の 5 万分の 1 の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

イ 縮尺 2 万 5000 分の 1（……）の一般図によって起業地の位置を示すこと。

ロ 縮尺 100 分の 1 から 3000 分の 1 程度までの間で、起業地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によって起業地を収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件があるときは、これらの物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること。

三～六 (略)